

防府市建設工事等予定価格積算内訳公表実施要綱

平成13年4月1日制定

第1条 目的

防府市が発注する建設工事（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（以下、「選定要綱」という。）第1条に規定する「建設工事」をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（選定要綱第1条に規定する「測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務」をいう。以下同じ。）（以下総称して「建設工事等」という。）の積算の透明性の一層の向上を図る観点から、積算内訳の事後公表を実施するものとする。

第2条 公表の対象

防府市が発注し、競争入札に付する次の建設工事等を対象とする。

- (1) 設計金額200万円を超える建設工事
- (2) 設計金額100万円を超える建設コンサルタント業務等

第3条 公表の内容

公表する積算内訳の資料に明示する内容は次のとおりとする。

- (1) 内訳書には、工事の種類により次の項目を記載する。
 - ① 土木系工事及びコンサルタント業務（土木系工事関係）
 - (a) 「種別」「工種」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量（一式）、金額を記載する。
 - (b) 「細別」「規格」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量、規格を記載する。
 - ② 営繕系工事及びコンサルタント業務（営繕系工事関係）

内訳書及び代価表等の数量、金額等を明示する積算内訳の資料（工事費内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書、共通費算定書、代価表）

ただし、分割発注等により施工箇所及び工事内容が概ね同一である別工事を同一年度内に発注する予定がある場合など、反復継続される同種の事業の実施が著しく困難になるおそれがある場合は、積算体系上の「科目及び中項目」の数量、金額等を

明示する積算内訳の資料を公表する。

- (2) 金額の記載は工事（業務）価格までとし、消費税等相当額及び工事（業務）費計は記載しないものとする。

第4条 公表の時期

防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第9条第2項の規定によるものとする。

第5条 公表の場所

防府市入札情報公開システム上に公表する。

第6条 公表方法

防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第9条の規定によるものとする。

第7条 公表の期間

公表する内容を記した資料は、競争に付した場合は入札を執行した日の属する年度及び翌年度において、随意契約によることとした場合は契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日以降入札を執行した工事について実施するものとする。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和8年5月11日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。